

一般社団法人こども発達支援研究会 機関研究員 規程

一般社団法人こども発達支援研究会（以下、当法人）は、当法人が発行・管理する資格（以下、当資格とい
います）の利用について、以下のとおり本規程を定めます。

第1条（定義）

1. 本規程においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。「当資格」とは、当法人が
発行・管理する資格である「一般社団法人こども発達支援研究会 機関研究員（旧名称：認定講師）」を
いいます。「登録者」とは次条の登録手続きを完了した者をいいます。

第2条（登録手続き）

1. 資格登録は、登録希望者が当法人の定める方法によってその申し込みを行い、当法人がこれを審査し承
認することによって完了します。
2. 当法人は、前項の審査の過程において、登録希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、
資格登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - ① 資格登録に際して虚偽の申告をした場合
 - ② 本規程に違反したことがある者から資格登録が行われた場合
 - ③ その他当法人が登録者として不適当と判断した場合

第3条（規程範囲と変更）

1. 本規程は、当資格の利用に関し、当法人および登録者に適用するものとし、利用者は本規程を誠実に遵
守するものとします。
2. 当法人は登録者の承諾なく、当法人の独自の判断により、本規程を変更する事があります。この場合、
当資格の利用条件は変更後の利用規程に基づくものとします。当該変更は、予め当法人に通知したアド
レス宛の電子メール、またはその他法人が適当と認めるその他の方法により通知した時点より効力を発
するものとします。
3. 規程の変更に伴い、登録者に不利益、損害が発生した場合、当法人はその責任を一切負わないものと
します。

第4条（登録者の地位および制限事項）

1. 登録者は、当資格を利用することをもって、本規程に合意したものとみなされ、同時に当資格における
登録者としての地位を得るものとします。
2. 登録者は、以下に掲げる行為は行ってはならないものとします。
 - ① 第三者もしくは当法人の財産もしくはプライバシー等を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
 - ② 第三者もしくは当法人に、不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為
 - ③ 当資格制度の運営を妨害する行為
 - ④ 公序良俗に反する行為
 - ⑤ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
 - ⑥ 虚偽の申告、届出を行なう行為
 - ⑦ 第三者もしくは当法人の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - ⑧ その他、国内外の法律、法令に違反する行為、またはその恐れのある行為
 - ⑨ その他、当社が不適切と判断する行為
 - ⑩ 当法人が定める倫理基準に違反する行為

第5条（有効期限と更新手続き）

1. 当資格の有効期限は原則2年間とし、次項における資格更新手続きを完了しなかった場合、資格失効するものとします。
2. 当資格の更新手続きは、資格更新希望者が当法人の定める方法によってその申し込みを行い、当法人がこれを審査し承認することによって完了します。
3. 前項における更新手続きにおいて、その方法を、登録者の承諾なく当法人の独自の判断により変更する事があります。この場合、更新手続きの方法は変更後の方法に基づくものとします。当該変更は、予め当法人に通知したアドレス宛の電子メール、またはその他法人が適当と認めるその他の方法により通知した時点より効力を発するものとします。

第6条（登録抹消）

1. 当法人は、登録者が以下の各号のいずれかに該当した場合、事前に通知をすることなく、登録者に対して当資格の利用を制限し、又は登録の抹消をすることができるものとします。
 - ① 本規程のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ その他当社が利用者として適当でないと判断した場合
2. 当法人は、本条に基づき当法人が行った行為により登録者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第7条（倫理）

1. 登録者は、当法人が定める倫理基準を遵守するものとします。

第8条（活動と業務委託）

1. 登録者は、本規定に抵触しない限り、当資格を利用し活動できるものとします。
2. 登録者は、当法人の依頼により、次項に定めた業務委託を請け負うことができるものとします。
 - ① 研修講師業務
 - ② 相談支援業務
 - ③ 執筆業務
 - ④ アセスメント業務
 - ⑤ ペアレント・トレーニングスタッフ業務
 - ⑥ その他の業務
3. 前項における業務委託において、その業務内容を、登録者の承諾なく当法人の独自の判断により変更することができます。この場合、業務内容は変更後の内容に基づくものとします。当該変更は、予め当法人に通知したアドレス宛の電子メール、またはその他法人が適当と認めるその他の方法により通知した時点より効力を発するものとします。業務内容の変更に伴い、登録者に不利益、損害が発生した場合、当法人はその責任を一切負わないものとします。
4. 当資格を利用した活動及び業務委託において、登録者に不利益、損害が発生した場合、当法人はその責任を一切負わないものとします。

第9条（著作権）

1. 登録者は、権利者の承諾を得ないで、いかなる方法においても当法人及び当資格を通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める登録者個人の私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の用途に使用することはできないものとします。
2. 登録者は、権利者の承諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、当法人及び当資格を通じて提供されるいかなる情報も使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
3. 本条の規程に違反して問題が発生した場合、登録者は、自己の責任と費用において係る問題を解決するとともに、当法人に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第10条（商標）

1. 当法人が登録する商標物（開発商品の名称ならびに商品やロゴ等）は、当法人または関連会社の登録商標です。その他の商品および会社等の名称は、一般に各社の商号、登録商標です。当法人の登録商標のご使用に際しては、当社の書面による事前許諾が必要となります。

第11条（賠償責任）

1. 当資格の変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、またはその他当資格に関連して発生した登録者または第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 登録者が当資格の利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、登録者は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとします。登録者が本規程に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該登録者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

第12条（個人情報保護方針）

1. 登録者による当資格の利用に関連して当法人が知り得る登録者の情報の管理および取扱いについては、当法人が別途定める個人情報保護方針によるものとします。

第13条（準拠法、裁判管轄）

1. 本利用規程の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。また、資格登録及び利用の際に生じた、当法人と登録者間の一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：令和 3年 4月 1日
最終改定日：令和 5年 4月 1日

一般社団法人こども発達支援研究会
代表理事 前田 智行